

2017年5月2日

金融安定理事会（FSB）による市中協議文書
「固有取引識別子（UTI）のガバナンス・アレンジメント案」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、金融安定理事会（FSB）が本年3月13日に公表した市中協議文書「固有取引識別子（UTI）のガバナンス・アレンジメント案」に対して、コメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。今後、本件検討に当たり、我々の以下のコメントが十分に斟酌されることを期待する。

【総論】

我々は、各国（または各法域）において各々の定義・フォーマットで店頭デリバティブ取引に係る取引情報報告が行われているなか、CPMI・IOSCOを中心とした調和（Harmonisation）に向けた取組みを歓迎しており、グローバルなUTIの調和に向け、安定的かつ実効性のあるUTIのガバナンス制度を導入・確立すべきと考えている。かかる状況下各国の監督当局（Authority）にガバナンスを委ねる対応では、自国規制を前提とした対応がとられる可能性があり、グローバルなUTIの調和という目的の達成に困難をきたしかねない。したがって、我々はガバナンスに関して金融安定理事会（FSB）をはじめとした国際的な組織がより深く関与したうえで、実施に係るガバナンスや統一的な導入時期の決定およびモニタリング等が行われるべきであると考えている。

【各論】

市中協議文書において提示された Question 1~22のうち、Question14、18、19 およびその他に対して、以下のとおりコメントするのでご検討いただきたい。

1. Question 14:

Do you agree with these analyses supporting the proposed allocation of functions to Authorities, A.2.1 through A.2.5 above?

A2.1～A2.5に係る監督当局の機能の割り当ての提案に係る分析に賛同するか。

（コメント）

Area 2 (CPMI・IOSCO「固有取引識別子の調和（Harmonisation of the Unique Transaction Identifier）」の Implementation に係るガバナンス）は各国の監督当局に委ねるのではなく、国際機関の関与や監視を十分強め、FSB等の国際的な組織が担当すべきである。

(理由)

各国の監督当局にガバナンスを委ねたのでは、各国とも自国規制を前提とした対応を取る可能性が高く、グローバルに調和の取れた UTI 制度を確立するのは困難である。FSB 等の国際的な組織が、クロスボーダー取引の特性を踏まえた上で、ガバナンスを行うべきと考える。

2. Question 18:

Do you have a view on whether UTI implementation, including the setting of a timeline for implementation, should be conducted by Authorities alone or assisted by an international regulatory body?

実施時期の決定を含むUTIの実施について各国監督当局が単独で行うべきか、もしくは国際的な規制団体が支援すべきか。

(コメント)

新しい UTI 制度の実施時期決定は、各国の監督当局 (= 市中協議文書における「Option A」) ではなく国際的な組織に委ね、統一的な時期に導入すべきである。

(理由)

UTI の付番は、商品や地域毎に異なる規制要件や実務慣行等が複雑に関連するものと想定される。また、UTI 付番責任がない取引当事者が、Eメールやコンファメーション等により UTI の送付を受け、記帳システム等に取り込み、自らの取引報告に反映する一連の工程は自動化されておらず、報告時限を意識した場合、解決すべき技術的ハードルは高く、インフラ整備には相応の時間を要するものと考えられる。

このような事情に鑑みれば、新しい UTI 制度の実施時期は各国裁量に任せることなく、UTI 授受に係る市場慣行の確立、UTI 授受インフラの整備状況等を踏まえ、混乱を避けるためにも国際的な組織によって統一した導入時期が決定されるべきである。

仮に、各国の監督当局が時期を決定することとなり、導入する時期が異なる場合は、クロスボーダー取引への適用は導入時期が遅い方の国に合わせるよう配慮をすべきと考える。また、各国の規制で対象となる商品等に差異が生じる場合は、クロスボーダー取引において混乱が生じる可能性があるため、規制内容についても統一を図る必要があると考える。

3. Question 19:

In your view, should the monitoring of implementation of the UTI be performed by Authorities or by another body?

UTIの実施に係るモニタリングは各国の監督当局が行うべきか、もしくは他の団体が行うべきか。

(コメント)

新しい UTI 制度のモニタリング主体は、グローバル取引情報蓄積機関 (Global Trade

Repository : GTR) との連携の下、各国監督当局 (=市中協議文書における「Option A」) 以外の国際的な組織とすべきである。

(理由)

各国監督当局 (=市中協議文書における「Option A」) にモニタリングを委ねる場合、各国とも自国規制遵守の観点からモニタリングを実施する可能性が高く、グローバルな調和の視点が十分に考慮されない懸念がある。Option A 以外の選択肢、すなわち CPMI・IOSCO や FSB の関連団体等、国際的な組織によるモニタリングが望ましい。

加えて、新しく任命されるであろうモニタリング主体は、GTR と密接に連携した上で、モニタリングを実施すべきである。多様な法域、取引当事者に対し取引報告関連サービスを提供する GTR は、市場横断的にシステマティックなモニタリングをサポートする能力を有しており、その連携により早期に正確なデータを各国の監督当局へ届けることが可能になると考えられる。

4. その他

実務上運用困難な UTI 付番制度が導入された場合、二重付番などの問題が発生する可能性があり、結果として、UTI 導入の当初目的を達成できないおそれがあることに付言しておきたい。

2017 年 2 月に公表されたテクニカル・ガイダンスは、実務上の実現可能性に懸念のある要素を少なからず含んでいると考える。特に、UTI 付番責任の特定方法は、外部の第三者には知れない情報 (複数法域の報告義務を負うかどうか、報告時限等) を前提としたり、現行のシステム・インフラに即していない内容 (照合プラットフォーム (Confirmation Platform) の付番責任順位が低い等) を含んでいたりするなど、懸念事項が多い。例えば、テクニカル・ガイダンスによる UTI 付番責任に係る特定方法の最上位に「当事者間の合意」を設定する等、UTI 付番責任の決定ロジックに柔軟性を持たせることにより、安定的に運用可能な UTI 制度の実現に寄与するものと思われる。

また、UTI の付番責任の論点について、各社インフラや合意プロセス、オペレーションの整備状況の差異等を考慮し、報告時限内に UTI を共有することが難しいケースを一律に法令違反とするのではなく、一定の事後対応余地を残し、市場参加者の自発的な改善対応を促したほうが、結果的により安定的に UTI の一致が浸透するものと思料する。例えばポートフォリオ照合等の事後的なプロセスを用いて UTI 不一致の検知に務め、差異を検知した場合は速やかにその解消を図るなどのオプションを可能にする方策が考えられる。

このように、安定的かつ柔軟な UTI の枠組みを構築することで、UTI ガバナンスの評価基準の 1 つである「公益性 (Public Interest)」の観点を充足し、グローバルな UTI の調和という目的の達成がなされるものと考えられる。

以上